

データに基づく政策立案支援業務（令和8年度EBPM伴走支援） 仕様書

1 委託業務名

データに基づく政策立案支援業務（令和8年度EBPM伴走支援）

※ EBPM(Evidence-Based Policy Making)…証拠に基づく政策立案

2 委託業務の目的

「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年3月策定）」では、EBPMの推進として、ビッグデータ等を活用した政策（事業）立案や業務執行を推進することにより、本県における様々な政策課題や業務課題の解決につなげることができるよう取り組むこととしている。

本業務は、政策の有効性を高めるため、客観的な根拠に基づいた施策を形成する能力の強化を図ることを目的とし、EBPM実践能力の向上によるデータ分析能力や伴走支援を委託する。

3 業務内容

職員のEBPM実践能力向上のため、以下の支援等を実施する。

(1) 事前研修の実施

伴走支援の対象となる部署の職員（及び希望する一般職員）に対し、伴走支援に向けた事前プロセスとして、EBPMの基礎知識を習得させる研修を実施する。

ア 研修の内容

EBPMの概念、データ分析手法やロジックモデルの考え方の習得等、その成果が伴走支援へ繋がるよう実施する。

イ 研修の方法

伴走支援開始までに対面又はオンラインにて実施すること。

ウ 開催時間

2～3時間

エ 開催場所

対面の場合は、県庁内会議室（沖縄県が手配する）

(2) 政策立案に向けた伴走支援

ア 支援内容

選定した事業*を対象に、データ収集、課題分析、分析結果の整理等、政策立案に向けた支援を行う。想定する支援のプロセスは以下のとおり。

(ア) 事業担当者へのヒアリングや先行事例のリサーチ等の情報整理

(イ) 仮説や課題設定、ロジックモデルの作成

(ウ) アウトカム指標の設定

(エ) 必要データの絞り込み

- (オ) 必要データの収集・調整（庁内・庁外）
- (カ) 分析（データの前処理も含む）
- (キ) 分析結果の情報整理、解釈、仮説設定及び説明資料化
- (ク) 仮説に基づく有効な解決、対応策等の検討
- (ケ) 対応策等の検証指標の検討

なお、令和9年度に事例の発表・周知を行うこととしているため、令和8年度は、政策立案の事例創出実績を出せるよう取り組む。

令和8年度中にデータ収集や分析が十分に行えないものについては、令和9年度以降、職員が自ら取り組むことができるよう、仕組みの構築を行うものとする。

※希望者を募集し、県と受託業者において調整のうえ決定する。（3事業予定）

ウ 支援回数

対面又はオンラインで5回以上行う。（なお、最低1回は対面で行うこと。）

(3) 問い合わせ対応

研修内容や伴走支援内容について、伴走支援対象職員（及び事前研修受講職員）からの問い合わせへの対応を行う。（電話、メール等）

回数や時間に上限を設定することも可能であるが、契約期間中は随時対応できる体制が望ましい。

(4) その他

ア 事業計画書の提出

沖縄県へ事業計画書を提出し、承認を得た上で委託業務を実施するものとする。

イ 委託業務報告書の作成

ウ 上記内容に関する打ち合わせ、連絡、調整等に付随する作業一式

4 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

5 事業予算額

2,300,000円以内（消費税含む）

6 納品

事前研修用資料

研修で使用するテキスト等の電子データ

委託業務報告書

伴走支援の実施状況等について取りまとめた電子データ

7 著作権

業務の実施にあたって作成される成果物の著作権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前から有していた既存の著作権を利用しているものについては、受託者に帰属するものとし、受託者は沖縄県に対し無償で利用を許諾するものとする。

8 守秘義務

守秘義務等については、次の事項を遵守すること。なお、契約締結時に別途秘密保持について特記事項の覚え書きを交わすこととする。

- (1) 本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (2) 本業務に関して、沖縄県から提供を受けた資料等について、守秘義務を遵守するとともに業務終了後速やかに破棄又は返却すること。
- (3) 本業務に関して、沖縄県から提供を受けた資料等は適正に管理し、沖縄県の許可無く複写又は複製してはならない。

9 再委託の禁止

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

次の契約の主たる部分について、第三者に委任し、又は請負わせることができない。

- ・ 契約金額の 50% を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

別に本契約に係る企画提案者がおり、当該者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、次に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ・ 簡易な資料の収集・整理
- ・ 複写、印刷、製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ その他、業務を遂行するための簡易な業務

10 契約不適合責任

本成果物の引き渡し後1年以内に、検査の時点では判明できなかった本成果物の契約不適合が発見された場合には、沖縄県の指定する日までに、自らの負担において当該成果物を修補し、又は代品を納入すること。

11 その他の留意事項

- (1) 研修で使用するホワイトボード、マイク、プロジェクターが必要な場合は、沖縄県が用意する。その他の機材や講師が使用する筆記用具等については、原則受託者で用意することとする。
- (2) 台風等天災による研修中止の判断は、沖縄県が行う。
- (3) 委託業務完了後、見積書の積算内容について、支払実績等の証拠資料を確認することがあるので、対応できるようにすること。
- (4) その他、内容に疑義が生じた場合は、沖縄県と協議すること。

以上